

事故防止マニュアル

制定	2021年（令和3年）	5月
改訂	2022年（令和4年）	5月
改訂	2023年（令和5年）	10月
改訂	2024年（令和6年）	7月
改訂	2024年（令和6年）	10月

社会福祉法人わかば会

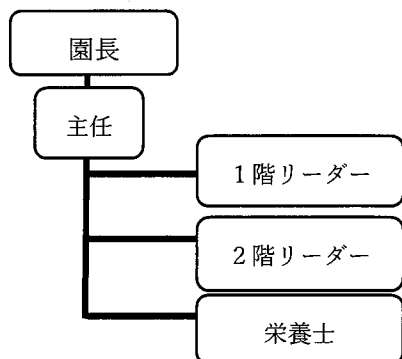
わかば保育園

1. 危機管理について

災害時、緊急時の連絡体制

(1) 災害時、緊急時の指揮権順位、役割分担

◆指揮権順位



◆役割分担

役割	担当者	備考
防災（火）責任者	園長	
通報	主任保育士	110、119等への通報
非常時重要書類持ち出し	事務員	
避難誘導	総責任	園長
	1階責任	未満児リーダー
	2階責任	以上児リーダー
消火	3名程度	原則として付近にいる者 火元の点検、ガス漏れの有無、ポットの電源の確認

※朝夕の保育時

通報、避難誘導、人数の把握：当番保育士（2名以上）

※土曜保育時

（午前）通報、避難誘導、人数の把握：1階、2階の早番保育士

（午後）通報、避難誘導、人数の把握：1階、2階の遅番保育士

◆災害に対する情報の入手方法

発表情報	発令情報	入手方法
気象情報、台風情報 大雨警報、洪水警報、大雪警報 暴風雪警報、暴風警報 大雨特別警報（浸水害）	・避難準備/避難開始 ・避難指示（緊急）	テレビ、ラジオ、インターネット 緊急速報メール、市からの配信 FAX、消防団、警察、近隣住民などの声かけなど

(2) 保護者への連絡体制の整備

・毎年4月に緊急連絡名簿を作成し、事故防止委員で連絡体制の確認（連絡名簿の配布、分担等）を行う。名簿内容に変更があった場合は、その度更新する。

・緊急連絡に際しては、事故防止委員で協議し伝達内容を決定し、一斉送信メールか電話で父母に連絡する。

(3) 避難場所

- ◆第一避難場所（人数確認・けが人の応急手当等行う）～園庭
- ◆第二避難場所（火災・破損等により園舎が危険な状態の場合移動する）
～教育大学旭川校・大有小学校

(4) 避難先を玄関に表示

(5) 職員の連絡体制および参集基準と参集方法

・連絡体制

園長 ←→ 主任 → 事故防止委員 → 職員

・参集方法

- ① 災害の発生のおそれがある気象情報の発表まで猶予があるとき
 - ・職員グループLINE・電話連絡で出勤要請
 - ・通常の出勤手段を用いる
 - ・出勤可否を職員グループ or 個人LINE・電話で返信
- ② 災害が発生もしくは発生が予測され、緊急に招集する場合
 - ・職員グループLINE・電話連絡で出勤要請
 - ・通常の出勤手段を利用できない場合、徒歩などで安全を確保できるもののみ出勤
 - ・出勤可否を職員グループ or 個人LINE・電話で返信
- ③ 出勤可否連絡方法
速やかに対応可能職員を把握するため、参集できる、出来ないにかかわらず、必ず連絡すること。

(6) 園児の引き渡し、残留園児の保護

- ・地震、火災、風水害等の災害、事件、事故等により通常保育が不可能となった場合、園児は速やかに保護者に引き渡す。また引き渡しの際は、名簿と照合の上、日時を記入する。
- ・保護者が保育時間内に園児を引き取ることが困難な場合は、保育園または避難場所において保護者が引き取りに来るまで保護する。

(7) 関係機関緊急時連絡先

緊急連絡先	電話番号	住所 その他
警察	110	事件、事故
中央警察署	25-0110	6条通10丁目
大町交番	51-6460	大町
消防	119	火事、救助、救急車
北消防署	51-8138	大町3条5丁目
保健所	25-6354	7条通10丁目
市役所子ども育成課	25-9844	7条通10丁目
子ども総合相談センター	26-5500	10条通11丁目

土田こどもクリニック	55-0202	旭町2条10丁目（水・土 午後休診）
一条通病院勤医協 小児科	34-2111	東光1条1丁目 （水 午後休診、第2・4土休診）
高木小児科	22-7831	3条通2丁目（土 午後休診）
株本整形外科	53-1116	川端6条10丁目（水・土 午後休診）
森山病院	45-2020	宮前2条1丁目 （土 午後休診/第1・3土 休診）
進藤病院	31-1221	4条通19丁目 （土 午後休診/第2土 休診）
もとまち皮膚科	55-4112	本町3丁目 （木・土 午後休診）
駅前皮ふ科	76-4612	宮下通7 駅前ビル4F （水 休診）
いとう歯科クリニック	59-1500	川端4条6丁目（土～17時まで/日祝日休診）
富山耳鼻咽喉科	51-0515	本町2丁目（木・土 午後休診）
おおしま耳鼻咽喉科	50-3387	錦町15丁目（水・土 午後休診）
あさひ眼科	59-7700	旭町2条10丁目（火・土 午後休診）
こんの優眼科	25-8341	曙1条6丁目（土 午後休診）
あけ美肌クリニック	23-7101	宮下通9丁目 たまメディカルビル2F （火 休診）
あさかわ整骨院	52-6549	旭町2条1丁目（土 午後休診）
旭川赤十字病院	22-8111	曙1条1丁目（土 休診）
旭川厚生病院	33-7171	1条通24丁目（土 休診）
旭川市立病院	24-3181	金星町1丁目（土 休診）
旭川医科大学病院	65-2111	緑ヶ丘東2条1丁目（土・平日午後休診）
勤医協北医院	53-2111	大町2条14丁目 （第2・4土・平日午後休診）
旭川ガス	23-4135	
北海道電力	0120- 060-124	停電・電柱・電線などの設備に関する問い 合わせ
水道局	24-3163	
NTT（修理サービスセンター）	0120- 140-832	
災害案内	23-7119	

(8) 災害等に対する環境準備

項目	実施時期	備考
避難、防災訓練	毎月	<ul style="list-style-type: none">・避難経路、避難方法の確認・園の外周フェンス等の確認・園児を含めた避難訓練（毎月1回）・他、地震・洪水の為の避難訓練（各1回）・消火器使用方法習得のための訓練（年1回以上）・救命救急講習参加・非常警報設備等の保守点検、消火用具の点検（年2回以上）
設備の整備等	随時	<ul style="list-style-type: none">・非常食を、2階に常備する。・大型遊具や戸棚等は金具等で固定する。・ピアノはキャスター止めする。・カーテンは防災処理したものを使用する。・ひよこ組におぶり紐を4本常備する。・避難時に備えて園児の衣類一式を園で保管する。・午睡時は各クラス・遊戯室、災害時に備えて、布団を敷く場所を考慮する。・午睡時は、非常時に備えて着衣で午睡する。
防災計画の提出	変更時	<ul style="list-style-type: none">・設備等に変更が生じた場合に消防署へ届け出る。
地域住民との関係構築	随時	

2. 避難訓練

(1) 実施回数

年14回

(2) 避難訓練の参加者

常勤保育士、非常勤保育士、園児、調理員、栄養士

(3) 想定する災害の種類

火災、地震、洪水

(4) 避難場所

園庭、園舎前、一時避難→緑道、2階屋上

(5) 避難訓練の内容

- ・迅速に避難できるか
- ・災害時における役割分担のとおりに対応できるか
- ・消火器を使用した初期消火の訓練

3. 事件への対策

(1) 不審者への対策

◆対策

- ・父母以外が迎えに来る場合（小学生以下単独の送迎は認めない）は、父母が事前に保育園へ連絡し、その確認をした後引き渡す。
- ・保護者は、登降園時に子どもから目を離さない。子どもだけで歩かせない。
- ・送迎時に自家用車を駐車する場合は、必ず施錠し、貴重品を車内に放置しない。
- ・通常の保育の中で、以下の内容を園児に伝えていく。

◇見知らぬ人に誘われたら、「イヤ」と言って逃げる。

◇身体に触れようとされたら、大きな声をあげて逃げる。

◇見知らぬ人に話しかけられたら、腕2本分の距離を取り、すぐに逃げられるようにする。

- ・園外で園児がトイレに行く場合は、保育士が事前にトイレ内を確認してから使用させる。
- ・普段から保護者、地域住民及び関係機関等と協力関係を構築しておく。

(2) 行方不明、迷子への対策

◆対策

- ・園内の物置等には使用後に鍵をかけ、園児が自由に出入りできないようにする。
- ・園外活動中に、他園の園児と遭遇した場合、人ごみの中を通る場合、交通機関の乗降時等には人数確認を行う。
- ・通常の保育の中で、勝手に園外に出ないように園児に繰り返し伝えていく。
- ・送迎時に門を開ける際には、保護者は他の園児を出さないように注意する。

4. 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防について

それまでの健康状態、及び既往歴からその死亡が予想できず、しかも死亡状況および剖検によってもその原因が不詳である乳幼児に突然の死をもたらす症候群を乳幼児突然死症候群（SIDS）と呼ぶ。

年間に500人以上が亡くなり、生後1～4ヶ月頃が最も多く、ほとんどが1歳までに発生している。原因が解明されていないが、寒いとき、うつぶせ寝、人工乳による哺育、保護者の喫煙等の要因が確認されている。

（1）対策

- ・うつぶせ寝にしない。
- ・0. 1歳児は顔の周りにタオルを掛けない。
- ・タオルケット、毛布は顔にかからないようにする。
- ・枕元に不要なものは置かない。
- ・寝ている時は必ず保育士が付き、チェックを行う（0歳児睡眠チェック表使用）。
- ・午睡時の室温は24～26℃が適温。
- ・床暖は必ず切る。床暖がついている時、床暖の上ではたとえ短時間でも寝かせない。

（2）無呼吸に気づいたとき

- ・すぐに背中を強く叩き、刺激する（約5回）。
- ・すぐに他の職員に知らせ、119番通報する。
- ・口の中を一かきして、何か入っていないか確かめ、気道を確保し、蘇生をはじめ。場合によってはAEDを使用する。（1階廊下。事務室前に設置）
- ・保護者に連絡する。

5. 保育中の安全対策、注意事項（全クラス共通部分）

ここでは、保育中の注意事項を場面ごとに示すが、保育士が実施する項目を◆、園児に保育中の中で伝えていく項目を◇で区別した。異年齢保育の際は、発達の段階を踏まえて（運動、認識）必要な配慮をする。

◆毎日の児童の出欠確認方法、体制について

- ① 登園時に保護者が登降園システムにて出席を入力。
- ② 家庭から欠席連絡を受けた場合、園日誌に記入。
- ③ 9:30 頃に玄関番が出席カードと園日誌にて出欠の人数を確認。
- ④ 各クラスの担任は、実際の人数とシステム上の人数が合っているかを確認。

◆欠席の連絡がない場合の確認方法、体制について

- ・ 9:30 を過ぎても登園していない場合は、職員間での連絡漏れがないか他の職員に確認。
- ・ 確認が取れない場合は、保護者に連絡し出欠を確認。
- ・ 基本は担任が行うが、担任が動けない状況であれば他の職員に依頼。
- ・ 各クラスの出欠人数について、担任だけではなく主任や園長も毎日 10:00 までに必ず確認。
- ・ 土曜保育前日に、登園予定の園児名を各クラス毎に明記し園日誌に挟めておく。

■生活

- ◆保育士は全体が見渡せる場所に位置づく。
- ◆戸や窓の開閉時には手足を挟まないように気をつける。
- ◆除去をしている園児の給食は、食べさせる前に名前と内容を確認する。
- ◇転ばないように靴下を脱ぐ。

■室内

- ◆目の届く範囲で遊ばせる。
- ◆園児の手の届く高さに、落下した場合に危険を及ぼすものを置かない。
- ◆危険な物品等は、クラス単位で子どもの手の届かない位置に保管する。
- ◆階段付近、階段での注意事項を伝える。
- ◇走り回らない。
- ◇物を投げない。
- ◇ふざけて椅子の上に立たない。
- ◇椅子は決まった数以上は重ねない。
りす組、うさぎ組 2 個・ぱんだ組 3 個・きりん組、らいおん組 4~5 個
- ◇階段や窓からは物を落とさない。
- ◇階段の手すりに上がらない。
- ◇椅子は両手で持ち運ぶ。

■遊戯室

- ◆体育用具を使用する場合は、必要に応じてマットを敷く。
- ◆手足を挟まぬよう扉の開閉には特に注意する。
- ◆未満児が遊ぶときは押し入れの鍵をかける。
- ◇園児だけで遊ばない。
- ◇ピアノのふたを開けない。

■園庭

- ◆入出時には人数を確認する。
- ◆鉄柵の開閉は保育士が行う。
- ◆園児だけで玄関への通路へ行かせない。
- ◆滑り台裏、屋上への非常階段前など、見通しのきかない所には特に注意する。
- ◆保育士の人数、時間によって遊ぶ範囲を決める。
- ◆園庭遊具で遊ばせるときは、園児の年齢に問わず、発達や経験に合わせて保育士が傍につく。

■散歩

◎予防

- ◆散歩コースの危険箇所（自動車や自転車の往来が激しい信号、死角がある等）・しばらく行っていない場所へ行くときは、事前に下見し確認する。
- ◆行き先を事務室の用紙に書いていく。
- ◆年齢の特徴や発達を考慮し、遊ばせ方や遊び場所を選ぶ。
- ◆3点セット（防犯ベル・携帯電話・ホイッスル）を携帯する。
- ◆応急処置の出来る救急用具（滅菌ガーゼ・カットバン・皮膚洗浄綿）を携帯する。
- ◆ホイッスルは、子どもを集める、危険を知らせる等に利用する。
- ◆門から出る時は、最初に保育士が出て自転車の往来等危険がないか確認してから、園児の移動を始める。
- ◆先頭と後方に保育士がついて園児を把握し、また間隔があまり開かないようにする（声が通る・走って追いつく、など静止が効く範囲）。
- ◆車の出入りに注意する。出入りのありそうな場合は必ず一時停止させる。
- ◆曲がり角等、死角になる所では全員が揃うのを確認する。
- ◆遊歩道等で自転車が通るときは脇によけるよう促す。
- ◆散歩先が、変更になった時は保育園に連絡する。
- ◆動物には基本、触らず見るだけにする。
- ◆保育士が見えない所、人気のない所、見通しのきかない所へは行かないよう、現地で行ってよい範囲を園児に伝える。
- ◆公園に着いたら、公園内（遊具や、ゴミがないか）を点検してから子どもたちを遊ばせる。
- ◆公園ではブランコ・滑り台・ジャングルジム・砂場等に付き、視野に入れる。

- ◆公園から出ていきそうな子どもから、目を離さない。
- ◆保育内容の変更はしない。
- ◇前後の保育士の間を歩く。
- ◇遊歩道で自転車が通るときは脇によける。
- ◇横断歩道を渡るときは、保育士と一緒に右左の確認をする。
- ◇車道側を歩かない。
- ◇「走らないでね」、「待っててね」と言われたら止まって待つ。
- ◇緊急時ホイッスルが鳴ったら、保育士の付近に集まる。

◎人数把握及び安全対策

- ◆出発時、帰る時、場面が移動したとき、などその都度人数把握する。複数の職員が当たる時は、声を出して互いに確認する。1人の時も声に出して確認する。
- ◆複数で引率し、園児が分かれるときは、互いに何人（誰）に責任を持つのかを明確にする。
- ◆散歩での出発時、帰る時などは、2人組で手を繋ぐ相手は基本的に同じ子どもとし、保育士も園児も人数把握しやすい手立てを取る（3人ではつながない）。
- ◆公園・遊歩道などでは、死角になる所を意識し、子ども達の行動を把握する。
- ◆各クラスで同じ場所に出かける時はあるが、出来るだけ把握しやすいようにクラス単位で行動する。縦割りで合同保育の時は十分注意する。
- ◆個別対応が必要な園児には、誰が責任を持つのかを明確にし、引率者同士で確認する。
- ◆移動途中の園児の行動範囲は、引率保育士の把握可能範囲とし、必要以上に互いの距離をおかない（声が通る・走って追いつく、など静止が効く範囲）。
- ◆道路を横断するときには、先頭・最後尾に保育士が付くとともに、横断中は道路及び横断歩道内で横断移動中の園児の安全把握に努める。その際、先頭の園児に所定の場所で待っていることを指示する。
- ◆車道及び歩道は、自動車の危険があるため、手を繋ぐ・又は散歩車等で移動する。

■園外での情報をキャッチした時

- ◆散歩先などで、今までと違った状況がある時や、危険と思われること（蜂やカラスの巣など）、物があつた時は、その状況を把握し、情報を職員で共有する（見る、聞く、伝える）。
- ◆緊急と思われる情報は、各クラスのリーダーに報告し、園長に報告し全体に周知する。
- ◆緊急ではないが、知らせておいた方がよい事は園日誌に記入する。

6. 保育中の安全対策、注意事項（クラス別）

(1) ひよこ組（0歳児クラス）

① 0歳児の特徴

「見る、聞く、触れる、味わう、嗅ぐ」という5つの感覚が急激に発達していく時期である。この五感を働かせながら「見たい」「触れたい」気持ちに支えられて、新しい姿勢、運動機能を獲得していく。運動機能の獲得が進むと、段差を登り始め、高さを好むようになるが、高さの認識は月齢によって異なる。おもちゃ等を手に持つようになると口に入れて確かめる。0歳前半の受け身状態から、徐々に人や物に関わり始めるようになると、大人のしていることや使っている物に関心を示しだす。良し悪し、安全と危険の判断はつかない。

② 保育中の注意事項

ここでは、保育中の注意事項を場面ごとに示すが、保育士が実施する事項を◆、園児に保育の中で伝えていく項目を◇で区別した。

■生活

- ◆食べ物をお口中に詰め込み過ぎないように注意する。
- ◆母乳、ミルクを間違えないように、哺乳瓶には名札を付ける。
- ◆うつぶせ寝をさせない。
- ◆園児が寝ている時には、保育士が必ず10分おきに午睡チェックをする（個別）。
- ◆顔の周りにバスタオルを敷かない。
- ◆午睡の時は、子どもの様子が見える程度の明るさを保つ。
- ◆冬季の午睡時は、暖房を調節する（低温やけど、突然死、アトピー性皮膚炎のかゆみ等の防止のため）。
- ◆口に触れるおもちゃはその都度消毒し、1日の終了時にはおもちゃ、窓、サークル、床など手で触れたところを全て消毒殺菌する。

■室内

- ◆月齢にあわせておもちゃを選択する。
- ◆誤飲しない大きさのおもちゃを与える。
- ◆なめて遊ぶ時期には、可能な限りプラスチックのおもちゃを与えない。
- ◆月齢にあわせて、サークルなどを使用する。
- ◆調乳室の扉の鍵は必ず閉める。

■遊戯室

- ◆園児が階段滑り台・三角マット等で遊ぶ場合は、周辺にマットを敷き、保育士は傍に寄り添う。
- ◆1歳児と一緒に過ごすときは、1歳児との関わり方や出す遊具に注意する。

■園内

- ◆階段の移動時、子どもは四つ這いとし、保育士は必ず傍に付く。

■園庭

- ◆砂や草等を口に入れないように注意する。
- ◆異年齢で活動するときは、園児の動きに特に注意する。

■ 散歩

- ◆歩行が確立した園児をワゴンやベビーカーから降ろす可能性がある場合は、保育士は複数で引率する。
- ◆ベビーカーでの散歩は、保育士1名の引率で行うことができる。
- ◆歩行が確立していない子どものベビーカーでの乗降は、玄関内で行う。
- ◆ベビーカーの乗降時にはブレーキをかけ、落下にも気を付ける。
- ◆池の周辺、交通量の多い道路付近では、ベビーカーから降ろさない。
- ◆タバコ、石や虫、棒、ゴミ等落ちている物を口に入れないように特に注意する。
- ◆園児が拾い、持つ棒等に注意する。

(2) りす組 (1歳児クラス)

① 1歳児の特徴

友だちや大人のまねをする気持ちが育ってきて同じようなことをする。歩行が確立する時期である。自分で体勢をかえたり、その場飛びや、高さのあるところから飛び降りることが出来る。大人の簡単な言葉がけで行動できるようになりはじめるが、禁止の言葉がけでは(「いけないで」「しないで」といわれる)行動を止められない。安全、危険の判断はつかない。

② 保育中の注意事項

ここでは、保育中の注意事項を場面ごとに示すが、保育士が確実に実施する項目を◆、園児に保育の中で伝えていく項目を◇で区別した。

■生活

- ◆食後、部屋から出る時は、3～4人が食べ終わった時点で保育士がついて出る。
人数によって保育士の人数も増やす。
- ◆口に触れる可能性のあるおもちゃは消毒する。
- ◆連絡ノートは、ファイルたてに入れて、子どもの手の届かない場所に置く。
- ◆危険な物(ハサミなど)は子どもの手の届かない場所に保管する。
- ◆午睡時は保育士がつき、うつぶせ状態や顔にタオルがかかっているかチェックする。
- ◆午睡時は、顔のまわりにはバスタオルを敷かない。
- ◆午睡時は、子どもの顔が見える程度の明るさを保つ。

■遊戯室

- ◆技巧台、肋木など組み立てた遊具のまわりにはマットを敷き、保育士が傍につく。
- ◆0歳児と一緒に過ごすときは、関わり方を伝える。出す遊具にも配慮する。

■園内

- ◆部屋の鍵は必ず閉める。
- ◆廊下で遊ぶ時は必ず柵をする(ついたても使用)。
- ◆基本、全体での階段の移動時は、子どもは四つ這いとし、保育士は必ず傍につく。
(但し、月齢・発達と人数に応じて)

■園庭

- ◆鉄柵が閉まっていることを確認する。
- ◆砂や草等を口に入れないように注意する。
- ◆スコップの使い方や、砂場での遊び方を伝える(人に砂をかけない等)。
- ◆滑り台、ネットクライミング、鉄棒等で遊ぶ時は、危険のないように保育士が傍につく。

■散歩

- ◆2名以上の保育士が引率する。
- ◆ワゴン、ベビーカーからの乗降時にはブレーキをかけ、落下にも気を付ける。
- ◆ワゴンでの移動中口元などぶつけないよう気を付ける。
- ◆たばこ、石や虫、棒、ゴミ等落ちているものを口に入れないように特に注意する。
- ◆園児が拾い、持つ棒等に注意する。

(3) うさぎぐみ (2歳児クラス)

① 2歳児の特徴

動きも活発になり、「なっかつもり」で走り回る。また、高いところに登ったり飛び降りたりする。危険に対する判断力がなく、禁止すると一時的には止められるが、同じ事を繰り返す。友だちのまねが好きで連れ立って遊ぶことが多くなる。

② 保育中の注意事項

ここでは、保育中の注意事項を各場面に示すが、保育士が確実に実施する項目を◆、園児に保育の中で伝えていく項目を◇で区別した。

■室内

◆興奮して走っているときは止める。

■遊戯室

◆肋木、斜面板、技巧台、鉄棒等高さを伴う遊具を設置するときは、周りにマットを敷き、危険がないよう適切に保育士を配置する。

◆保育士は、死角も含めて常に子どもを見渡せる位置に分かれてつくようにし、子どもひとりひとりの動きの把握に努める。

◆遊具の出し入れ時、子どもは一か所に集まっておけるように促す。

■園庭

◆滑り台では反対のぼりをしない等、滑り方を繰り返し伝える。

◆死角も含めて常に子どもを見渡せる位置に保育士は分かれてつくようにし、子どもひとりひとりの動きの把握に努める。

◆固定遊具で子どもが遊んでいる場合は、そこに必ず保育士はつく。

■散歩

◆2名以上の保育士が引率する。

◆移動時、遊んでいる時等、その都度必ず人数確認をする。

◆子どもの動くスピードに差はあるが、先頭と最後尾が離れすぎないように確認し、進む。

◇前後の保育士の間を歩く。

◇横断歩道、車の多い通りでは手をつなぐ。

(4) ぱんだ組 (3 歳児クラス) きりん組 (4 歳児クラス)

らいおん組 (5 歳児クラス) + 異年齢クラス (3~5 歳)

① 3~5 歳児の特徴

〈3 歳児〉

「何だろう」「自分でやってみたい」という疑問や好奇心、挑戦意欲が旺盛になり、行動範囲が広がる。大きい子の真似をし、こんなこともできるんだとばかりに自信を持ち、何でもやりたがる。友達といると安心し、求めるようになる。その分、友達の行動に動かされやすく、いたずらといわれることや、危ないこと、やってはならないことを真似したがる。

〈4 歳児〉

集団、ゲームあそびを楽しめるようになってくるが、まだ手加減はできないことや自分の思いが強いため、子ども同士のトラブルになる。冒険心や探求心が育つ時期なので、友達の行動を見て自分もできると思ってやってみるが、実際はうまくできないこともあって事故につながる。危険性を話題にしていくと、子ども同士でも注意しあうようになる。

〈5 歳児〉

集団的な活動を通して、生活のきまりやあそびのルールを話し合いの中で作り守ろうとする。大人や仲間のことば掛けによって、自分の行為を調整することができる。周囲の状況を判断する力はあるが、友達と一緒にいることが自信につながり、力以上のこともやろうとする。

② 保育中の注意事項

ここでは、保育中の注意事項を各場面に示すが、保育士が確実に実施する項目を◆、園児に保育の中で伝えていく項目を◇で区別した。

異年齢クラスの場合は、同じ空間で 3~5 歳児と一緒に過ごすため、身体の違いや動きの違い等に保育士が注意するとともに、子ども達にも伝える。年齢の特徴や発達を考慮して、遊ばせ方や遊ぶ場所を選ぶ。

■室内

- ◆静的な遊びと、動的な遊びを同時に設定しない。
- ◆棚の上には重い物は上げないようにすると同時に落ちないようにする。
- ◆園児の手の届く範囲に、危険な物を置かない。
- ◇トイレのペーパーホルダーや便器に上らない。
- ◇トイレの扉にぶら下がらない。
- ◇暖房のスイッチをいじらない。
- ◇網戸を押さない。
- ◇吊り戸棚にぶら下がらない。
- ◇コート掛けに乗らない。
- ◇テーブルの下に入らない。
- ◇階段から物を投げない。飛ばない。手すりに上らない。

■遊戯室

- ◆体育用具を設置する場合は、養生テープでとめて崩れないようにする。
- ◆布団の出し入れを行うときには、必ず保育士がつく。
- ◇重ねた積み木には上がらない。

■園庭

- ◆滑り台では反対のぼりをしない等、滑り方を繰り返し伝える。
- ◆サッカーゴールは、ボールが外れた際に駐車場に出ない向きで設置する。
- ◆登り棒使用時は、必ず保育士が傍につく。
- ◇三輪車の立ち漕ぎはしない。
- ◇ターザンロープは緑道側へ向かって座って乗る。(立たない)
- ◇ベンチの上に立たない。渡らない。
- ◇タイヤは立って渡らない。
- ◇砂を持ち出さない。
- ◇園庭を掘らない。
- ◇縄跳びは跳ぶ。汽車遊びは可。
- ◇砂や石を投げない。
- ◇園庭の柵から出入りしない。

■散歩

- ◆2名以上の保育士が引率する。
- ◇目的地までは手を繋ぐ。(北の散歩道や学園通りを除く)

7. プール使用時の安全対策、注意事項（2～5 歳児クラス）

① プール使用の条件

- ・外気温が 23℃以上であること。

② プール管理の手順

- ・プールを使用する前に流水で身体の汚れを落とす。
- ・水位は小プール 20 cm、大プール 50 cm程度とする。
- ・プールは消毒液を投入し、残留塩素濃度をはかり、ノートに記録する。
(0.4ppm～1.0ppm の範囲で)
- ・プール使用後は流水で身体の汚れを落とす。
- ・プール清掃後は出入り口を閉める。

※プールの水は毎回交換する。

③ 子どもの健康管理

- ・子どもの健康状態（熱の有無、感染症等）を保護者から聞く。
- ・プールに入る前に、保育士が再度健康状態をチェックする。

※水イボのある子どもは、接触しないよう配慮する。

④ プール遊び前の準備

- ・トイレをすませ、鼻が出ている場合は鼻をかむ。
- ・3 歳児クラス以上は、水着と水泳帽を着用する。
- ・準備体操をする。
- ・温水シャワーを全身にかける。

⑤ プール遊び終了後

- ・全身を温水シャワーで流す。
- ・うがいをする（4～5 歳児）

⑥ プール使用時の注意事項

ここでは、プール使用時に保育士が実施する項目を◆、園児に伝えていく項目を◇で区別した。

- ◆オムツの外れていない子は、プールの中には入れず、個別で遊ばせる。
- ◆水位が 50 cm程度であることを確認する。
- ◆プール内を子どもだけにはしない。
- ◆監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。
- ◆監視者は監視に専念する。
- ◆監視エリア全域をくまなく監視する。
- ◆動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
- ◆規則的に視線を動かしながら監視する。

- ◆持ち場から離れる場合には、必ず他の保育士に声をかけてから離れる。
- ◆十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- ◆時間的余裕をもってプール活動を行う。
- ◇プールのふちは登らない、腰掛けない。
- ◇他の子どもを押さない。
- ◇飛び込まない。
- ◇水を飲まない。
- ◇大プールは階段から出入りする。
- ◇階段に座らない。
- ◇プールの周りは走らない。

(0～1歳児の水遊び)

- ◆1人ずつ、たらいを使用する。
- ◆たらいは個人使用とし、共用しない。
- ◆温水を使用し、消毒液は使用しない。
- ◆必ず傍につき、目を離さない。

8. 冬場の外遊びの安全対策、注意事項

ここでは、保育中の注意事項を各場面に示すが、保育士が確実に実施する項目を◆園児に保育の中で伝えていく項目を◇で区別した。

◆大型・中型ソリは、0～1歳児クラスの散歩など移動時に使用する。

◆屋根の雪が落ちそうな場所では遊ばない。

■園庭

◆入出時には人数を確認する。

◆積雪が多い時期は、玄関への通路や柵や園庭フェンス側を見渡せるようにする。

◆園児だけで玄関への通路へ行かせない。

◆滑り台裏、屋上への非常階段前など、見通しのきかない所には特に注意する。

◆保育士の人数、時間によって遊ぶ範囲を決める。

■園庭でのそり・米袋すべり

◆シーズン初めには、各クラスで約束事(◇)の確認をする。

◆2～3歳児クラスの雪山すべりは斜面の上と下に、4～5歳児クラスの時は、斜面の下に保育士が付き、安全を確認し滑るようにする。

◇山の下に人がいないのを確認してから滑る。

◇上る場所と滑る場所を守って遊ぶ。

◇スコップを持って、ソリすべりをしない。

◇山の上で友だちを押さない。

■園外

◎緑道・男子寮・築山

◆雪山で遊ぶ場合は保育士が先に雪山に上り安全確認をする。

◆現地に着いたら、子どもと共に行動範囲を確認し、遊ぶ場所・上る場所・滑る場所を決める。

◎スタルヒン球場チューブすべり・伊の沢スキー場米袋すべり

◆現地に着いたら、子どもと共に行動範囲を確認し、上る場所・滑る場所を決める。

◆以上児各クラス+1で保育士を増員する。

◆斜面の上と下には必ず保育士を配置。

◆すべる前に、チューブから落ちそうになっていないか確認する。

◇上る場所と滑る場所を守って遊ぶ。

◇斜面の下に人がいないのを確認してから滑る。

9. 園外保育における、バス使用についての安全対策、注意事項

◆乗車時の確認方法、体制について

- ・乗車前に複数担任で、それぞれが人数確認。
- ・乗車し着席後に再度複数担任が人数を確認。
- ・複数クラスで乗車の場合は、人数を確認したことを先頭の職員に伝える。

◆降車時の確認方法、体制について

- ・降車後に担任が人数確認。他の保育士にも人数を伝え、全員いることを複数で確認。
- ・最後に降りる職員が座席及び座席下等を点検し、残っている子どもや忘れ物がないかを確認。
- ・大型バス（借り上げ）の場合は、全員降車後運転手も車内を確認。

10. 食物アレルギーについて

アレルギー食（除去食）について

保育園では早期からアレルギーを考慮した離乳食を実施している。また、食品の安全性が問題になっているなか、添加物や化学調味料等をなるべく使わず、新鮮で安心できる食品を使用して、給食を提供している。

- ・劇症型（注1）の園児の受け入れは、原則として1クラスに1名までとする。（応状況（注2））。

注1）「劇症型」とは、「ショック症状を伴い、場合によっては死に至る可能性のあるもの」

注2）「劇症型」であっても除去品数が少なく、対応が困難でない場合は2名以上受け入れることもある。

除去食を始めるにあたって

◆アレルギー児の把握

- ・3月の入園時オリエンテーションにおいて、アレルギー児に対して個別に説明する。
- ・年度途中で入園してきたアレルギー児に対しては、入園時に四者（園長・クラス担任・栄養士・保護者）面談を行う。
- ・0歳児クラスのアレルギー児に対しては、離乳食から幼児食へ移行前に、三者（クラス担任・栄養士・保護者～以下も同じ）面談を行う。

◆除去品目の把握

- ・除去食対象児は、定期的に診断を受け、医師の指示を保護者が保育園に報告する。
- ・医師の指示により、除去食物の増減があった場合は、診断書を園に提出後、三者で面談する。
- ・医師の指示を受け新しい食品を負荷する場合は、家で試食してから保育園で取り入れる。新しい食品を試食した場合は、保護者は食品名、摂取量等をその都度給食室と保育士の両者に口頭で報告する。

除去食の進め方

（1）栄養士・調理員の注意事項

- ・栄養士は、除去食品、代替食品を記入した献立表を月末に、翌月分を保護者に渡し、対象クラスにも配布する。
- ・保護者は献立表の内容をチェックする。内容に問題があった場合は、速やかに栄養士に申し出る。

◆配膳時の注意事項

- ・除去食は、一般食よりも先に配膳する。
- ・アレルギー児の食事は、1つ1つの食器にラップをかけて個別に名前を記入し、アレルギー対応していないメニューも含めてすべて、アレルギー児の名前を書いたプレー

トと除去対象の献立のプレート（「主食別」など）を個別のトレーに載せる。

- ・代替食は、保育園の食器に移し替え、ラップをかけて名前を記入する。

◆土曜保育時の注意事項

- ・土曜保育前日に、保育の園児を確認して給食室内での連絡を徹底する。

(2) 保育士の注意事項

◆給食時の原則

- ・配膳前には、メニュー別に除去献立表を読み上げ、クラスで確認する。
- ・アレルギー児（特に劇症型園児）がいる場合は、担当保育士は出来るだけそばを離れない。
- ・給食時に持ち場を離れる場合は、必ず他の保育士に声を掛ける。
- ・どの保育士が見てもわかるように、アレルギー児の献立表を掲示する。
- ・通常と異なる状況下にある場合や除去食解除の時等、違和感に気付いたときは必ず除去食献立表で再確認し、給食室にも確認する。
- ・アレルギー児ごとに台拭きを色分けして使用する。
- ・ラップは食べる直前まで取らない。
- ・食べる直前までトレーから食器は下ろさない。
- ・担当保育士が休みの場合は、引継ぎを徹底する。
- ・新任職員が入る場合には、指導、引継ぎを徹底する。

◆配膳時の注意事項

- ・アレルギー児は、必要に応じて一定の場所または把握しやすい場所に座らせる。
- ・アレルギーの園児が多い場合や劇症型の園児がいる場合は、テーブルを分けて食べる。
- ・ミルクを間違えないように、哺乳瓶には名札を付ける。
- ・0歳児及び1歳児クラスのアレルギー児の給食は、保育士がラップ（プレート）の名前と献立表で内容をチェックした後、専用のテーブル付き椅子に配膳する。
- ・2歳児～5歳児クラスのアレルギー児の給食は、保育士がラップ（プレート）の名前と献立表で内容をチェックした後、各アレルギー児に除去食を載せたトレーのまま配膳する。
- ・除去食は、アレルギー児の状況に応じて、配膳とともに保育士が傍に付く。
- ・異年齢保育時には、「自分でやりたい気持ち、やってあげたい気持ち」を尊重しながらも、配膳やおかわりの盛り付けが子ども同士のみで行われないように確認する。

◆除去食献立表以外の食物を食べさせる場合の注意事項

- ・保育士同士で、食べさせて良いか否か、必ず食品名で確認する。
- ・新たに食物を用意する場合は、全員が食べられる物を用意する。

◆土曜保育時の注意事項

- ・土曜保育前日に、出席園児を確認し、アレルギー児の変更があった場合は給食室に連絡する。

◆クッキング保育を行う場合の注意事項

- ・担当保育士は予め保護者に食品が食べられるか否かの確認を行い、クッキング保育計画書を園長と給食室に提出する。
- ・食材の発注を給食室が行う場合は、前の週の火曜日までに、給食室からの食器の借用は前日までに届け出る。
- ・クッキング保育の日程は、事務室内のカレンダーに記入する。
- ・原則として、加工品については家庭からの持参は行わない。

以上